

千駄木サッカークラブ会則

(総則)

- 第1条** この会則は、千駄木サッカークラブ(通称 ラスカル千駄木)に関することを定める。
- 第2条** ラスカル千駄木の運営は、会員及び会員の保護者の主体性を前提とし、会員の保護者が運営にあたる。運営に際して会員の保護者は平等の権利と義務を有す。
- 第3条** ラスカル千駄木の所在地は代表宅とする。
- 第4条** 本会の設立年月日は 1995 年 11 月 1 日とする。

(目的)

- 第5条** ラスカル千駄木は、千駄木地区の幼稚園から中学校までを対象とし、サッカーを通して成長期にある幼児、児童、生徒の心身の健全な育成に資することを主目的とし、同時に親子並びに学年を越えたふれあいの場を提供することにより、地域密着型の新しいコミュニティの創成を目指す。

(活動)

- 第6条** ラスカル千駄木は、前条の目的を達成する為、次の活動を行なう。
- 1) 定例サッカー練習
 - 2) 交流試合
 - 3) 夏期合宿
 - 4) 親子サッカー大会
 - 5) その他、目的達成に必要な活動
- 活動においては、育成指導または問題解決のために、体罰、暴言、脅迫、威圧等の暴力的行為は行なわない。

(会員資格)

- 第7条** ラスカル千駄木への入会は、本人の入会の意志並びに保護者の同意のあること及び、心身ともに良好であることを条件とし、運営委員の了承のあった翌月より入会することとする。
- 第8条** ラスカル千駄木からの退会は、本人または保護者の意志により会長へ届け出た翌月より効力を生ずる。
- 第9条** 会員は、次の事項に該当するときには除名とする。
- 1) 会費の4ヶ月を越える滞納
 - 2) ラスカル千駄木の名誉を傷つける行為のあったとき
 - 3) 学業の著しい不振
 - 4) 会員の保護者が本会則に反する活動を行ったとき、又は、会員の保護者として相応しくない行為があったとき
 - 5) その他、運営委員会において除名が相当であると判断したとき

(役員及び運営委員)

- 第10条** ラスカル千駄木には、役員として、代表 1 名、顧問 1 名、会長 1 名、副会長 3 名、監督 1 名、会計 2 名、会計監査 1 名、運営委員複数名を置く。
2. ラスカル千駄木を退会した選手の保護者および関係者のうち希望する者で RSC(ラスカルサポーターズクラブ)を構成する。RSC はラスカル千駄木の活動をサポートする。
- 第11条** 代表は、対外的な案件においてラスカル千駄木を代表する。会長は、ラスカル千駄木の会務を統括する。運営委員は、コーチ、学年世話役として、会務を処理する。役員及び運営委員の代表者により開かれる運営会議に於いて重要事項の決議を行う場合がある。
2. 重要事項の処理のために開催される運営会議においては、代表 1 票、会長 1 票、顧問 1 票、副会長(3 名で) 1 票、監督 1 票、会計役(3 名で) 1 票、RSC(ラスカルサポーターズクラブ全体で) 1 票、各学年世話役各 1 票(計 7 票)、各学年コーチ各 1 票(計 7 票)の計 21 票の議決権を有する。会則第 9 条に当たるような重要案件の決議には全体の 3 分の 2 以上の同意を必要とする。

- 第12条** 会長以下運営委員の任期は選任の時より1ヶ年とし、総会にて選出する。

(会費)

- 第13条** 会員は入会申込書に定められた会費を納めなければならない。

(休会及び退会)

- 第14条**
1. 会員本人の怪我等で練習に参加できない場合、最大半年間の休会を認める。休会期間中の会費支払は不要とする。なお、支払済みの月会費は、会員本人の怪我等で真に練習参加が困難である場合、且つ、請求がある場合のみ、申し出日より翌月以降の月会費の返金を行う。但し、返金に係る振込手数料は会員の負担とする。

2. 兄弟で在籍している場合、兄弟のいずれかが休会等の事由で会費支払の無い場合、割引(2 人目以降月額 1,000 円)適用の対象外とする。
3. スポーツ保険の更新時期に休会中で復帰時期が未定の場合、原則新年度に同保険は付保しない。復会の際に世話役あるいはコーチを通じ、会計担当宛に同保険付保の希望を申し出るものとする。
4. 会員が年度途中に退会する場合、且つ、請求がある場合のみ、申し出日より翌月以降の支払済みの月会費の返金を行う。但し、返金に係る振込手数料は会員の負担とする。兄弟で在籍している場合、本条第 2 項と同様の取扱いとする。

(会計報告)

第15条 会計報告は年1回とし、総会で報告するものとする。

(保護者の責任及び役割)

第16条 練習又は試合(含往復に要する道程)に伴う、障害や事故についてはスポーツ保険以外には当会はいかなる責任も負わないものとする。

第17条 保護者は、当会を円滑運営する為に協力・援助するものとする。

(会則の変更)

第18条 この会則は当会の成長により適合しないと判断した場合には、会則の主旨にのっとり、変更することがある。

第19条 この会則は構成員の過半数の同意をもって改正することができる。

(その他)

第20条 会員は「入会のご案内」を誠実に遵守する。

(付則)

1. この会則は、1996 年4月1日より施行する。

会則変更履歴

(1999.5.1)

1. 第 6 条「代表」を「会長」に変更
2. 第 8 条「代表1名、会計1名」を「会長1名、副会長2名、監督1名、会計2名、会計監査1名」に変更
3. 第 9 条「代表は」を「会長は」に変更
4. 第 10 条「役員の任期は」を「会長以下運営委員の任期は」に改定

(2001.4.21)

1. 第 3 条「幼稚園から小学校」を「幼稚園から中学校」に変更。「幼児、児童」を「幼児、児童、生徒」に変更
2. 第 6 条「小学校卒業の際には自動的に退会とする」を削除
3. 第 8 条「会計2名」を「会計3名」に変更
4. 第 11 条「会費は月額 1,500 円」を「会費は幼稚園から小学 2 年生まで 及び中学生は月額 1,500 円、小学 3 年生から 6 年生までは月額 2,000 円とする」に改定

(2004.4.18)

1. 第 11 条「会費は幼稚園から小学2年生まで及び中学生は月額 1,500 円、小学3年生から6年生までは月額 2,000 円とする。」を「会費は幼稚園から小学 6 年生まで月額 2,000 円、中学生及び 16 歳以上女子は月額 500 円とする。但し、兄弟在籍の場合 2 人目以降は月額 1,000 円とする。」に改定

(2009.4.12)

1. 第 8 条「副会長2名」を「副会長3名」に改訂
2. 第 11 条「会費は幼稚園から小学6年生まで月額 2,000 円、中学生及び 16 歳以上女子は月額 500 円とする。但し、兄弟在籍の場合 2人目以降は月額 1,000 円とする。入会金は 2,000 円とする。」を「会費は幼稚園から小学6年生まで月額 2,000 円。但し兄弟在籍の場合 2 人目以降は月額 1,000 円(以下、兄弟割引と呼称)とする。中学生及び 16 歳以上女子は月額 500 円とするが、兄弟割引の適用対象外とする。入会金は兄弟の有無にかかわらず一律で1人 2,000 円とする。」に改訂
3. 第 16 条を新設

(2016.11.13)

1. 第 4 条「暴力的行為を行わない宣言」を追加
2. 第 7 条 (4)を追加
3. 第 8 条「代表1名」を追加
4. 第 9 条 代表の役割及び、運営鍵決議を追記
5. 第 11 条 会費の明細を削除(入会申込書に記載)

(2019.10.20)

1. 総則に第 3,4 条を追加。それに伴い、条項を全般的に見直し。
2. 第 10 条「会長1名、副会長3名、監督1名、会計2名、会計監査1名、運営委員複数名」を「代表 1 名、会長1名、副会長3名、監督1名、会計2名、会計監査1名、運営委員複数名」に変更
3. 第 18 条を新設

(2024.3.31)

1. 第 14 条(休会および退会)を新設

(2025.3.31)

1. 第 10 条「顧問1名」を追記
2. 第 13 条ラスカル T シャツの値上げに伴い、入会金を 3,000 円から 4,500 円に変更

(2025.11.15)

1. 第 10 条 RSC の位置づけを明文化
2. 第 11 条 2019 年改訂時の条文を再掲
3. 第 13 条 2019 年改訂時の条文を再掲

以上